

# 定 款

**MRK** ホールディングス株式会社

# 定 款

## 第1章 総 則

### 第1条（商 号）

当社は、MRKホールディングス株式会社と称し、英文ではMRK HOLDINGS INC. と表示する。

### 第2条（目 的）

当社は、次の事業およびこの関連事業を営むこと、ならびに次の事業およびこの関連事業を営む国内および外国会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 繊維製品製造販売
2. 化粧品販売
3. 雑貨・医療器具販売
4. 食料品販売
5. 自動車、事務用機器の賃貸
6. 電気通信機器、コンピューターの賃貸
7. 動産の賃貸
8. 衣料品の輸出入及び売買
9. 医療器具の輸出入及び売買
10. 家庭用電化製品、陶器、貴金属、家具、日用雑貨の売買
11. 不動産の管理並びに賃貸
12. 理容および美容業
13. ブライダル事業
14. スポーツジム事業
15. 古物営業法に基づく古物の仕入れおよび販売
16. 会員の募集企画、募集並びに募集代行業務
17. 太陽光等による発電及び売電
18. 前各号に附帯する一切の業務

### 第3条（本店の所在地）

当社は、本店を大阪市に置く。

### 第4条（機 関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会

2. 監査等委員会
3. 会計監査人

#### 第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

#### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、22,000 万株とする。

#### 第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

#### 第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

#### 第9条（単元未満株式についての権利の制限）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

#### 第11条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会

において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株 主 総 会

#### 第12条（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ  
て随時これを招集する。

- 2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

#### 第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### 第14条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長が  
招集し、その議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取  
締役がこれに代わる。

#### 第15条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、  
電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部  
について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載  
することを要しないものとする。

#### 第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主  
の議決権の過半数で行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決  
権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使  
することができる。

- 2 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出し  
なければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

### 第18条（員 数）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、10名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役の員数は、5名以内とする。

### 第19条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
- 4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- 5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

### 第20条（任 期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。

### 第21条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

### 第22条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。
- 3 取締役会の招集通知は、会日より3日前までにこれを発するものとする。  
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 4 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### **第23条（重要な業務執行の決定の委任）**

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

#### **第24条（取締役会の決議の省略）**

当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### **第25条（取締役会規程）**

取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### **第26条（報酬等）**

取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

#### **第27条（取締役の責任免除）**

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。  
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### **第5章 監査等委員会**

#### 第 28 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日より 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

#### 第 29 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議をもって、常勤の監査等委員を選定することができる。

#### 第 30 条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

### 第 6 章 計 算

#### 第 31 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

#### 第 32 条（期末配当および基準日）

当社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当として剰余金の配当を行う。

#### 第 33 条（中間配当および基準日）

当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

#### 第 34 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

### 附 則

#### 第 1 条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当社は、第 39 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監

査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

MRK ホールディングス株式会社 定款 変更日

平成 8 年 6 月 4 日 大阪証券取引所 第 2 部 上場

|                   |                      |            |
|-------------------|----------------------|------------|
| 平成 9 年 11 月 27 日  | 第 20 期               | 定時株主総会にて変更 |
| 平成 13 年 11 月 28 日 | 第 24 期               | 定時株主総会にて変更 |
| 平成 14 年 11 月 28 日 | 第 25 期               | 定時株主総会にて変更 |
| 平成 15 年 11 月 26 日 | 第 26 期               | 定時株主総会にて変更 |
| 平成 18 年 11 月 28 日 | 第 29 期               | 定時株主総会にて変更 |
| (平成 21 年 1 月 5 日  | 株券電子化に伴い、法令によるみなし変更) |            |
| 平成 21 年 11 月 26 日 | 第 32 期               | 定時株主総会にて変更 |
| 平成 24 年 11 月 28 日 | 第 35 期               | 定時株主総会にて変更 |
| 平成 28 年 6 月 28 日  | 第 39 期               | 定時株主総会にて変更 |
| 平成 29 年 6 月 28 日  | 第 40 期               | 定時株主総会にて変更 |
| 平成 30 年 6 月 28 日  | 第 41 期               | 定時株主総会にて変更 |
| 令和 2 年 6 月 26 日   | 第 43 期               | 定時株主総会にて変更 |
| 令和 4 年 6 月 28 日   | 第 45 期               | 定時株主総会にて変更 |
| 令和 7 年 6 月 24 日   | 第 48 期               | 定時株主総会にて変更 |